令和７年第２回臨時会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年５月２３日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　報告第　１号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について）

第　５　報告第　２号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書における実質収支に関する調書の訂正について）

第　６　議案第３２号　専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）

第　７　議案第３３号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第１０号））

第　８　議案第３４号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第１号））

第　９　議案第３５号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第２号）

追加日程

第　１　議会運営委員会委員長申出　閉会中の継続調査申出書

◎出席議員（７名）

１番	阿　部　　猛　君	２番	連　　茂　君
３番	曽　根　敏　明　君	４番	能　登　ゆ　う　君
５番	川　人　孝　則　君	６番	藤　門　　弘　君
８番	岩　井　英　明　君		

◎欠席議員（１名）

７番　山　口　芳　之　君

◎出席説明員

村　　長	馬　場　　希　君
副　村　長	大　石　和　朗　君

会計管理者	谷　　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	藤田俊幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	小林義幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

（午前　９時３０分開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は７名です。

山口議員におかれましては、通院のため欠席をしております。

定足数に達しておりますので、令和７年第２回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に提出されました案件は、報告２件、議案４件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において３番、曽根敏明君及び４番、能登ゆう君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの１日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの１日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年３月から４月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、２ページから３ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第４　報告第１号及び日程第５　報告第２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、報告第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について）を議題といたします。

この際、日程第４、報告第１号から日程第５、報告第２号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第４、報告第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について）及び日程第５、報告第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書における実質収支に関する調書の訂正について）を一括議題といたします。

本件に関し報告を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　私のほうから報告第１号、第２号の説明をさせていただきます。

まず、報告第１号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、令和５年度赤井川村一般会計補正予算書第６号第２条、第13号第２条並びに第14号第２条の繰越明許費は、令和６年第２回定例会において地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告をいたしましたが、その内容に錯語があり、令和６年度中に訂正する必要があるためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月31日、赤井川村長。

また、２ページ目をお開きください。令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について。

令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書中、翌年度繰越額の財源内訳に錯語がありましたので、訂正をいたします。

錯語箇所は、下表のとおりです。産業課所管の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の財源内訳欄を訂正するものでございます。

本事業につきましては、翌年度へ繰り越す事業に充当すべき国道支出金（特定財源）について、補助対象外となる事業費分を誤って全額国道支出金を特定財源とするものと錯語し、事務取扱を行ったものによるものでございます。

訂正内容の詳細については、５款農林水産業費、１項農業費の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の国道支出金について350万4,000円を323万5,000円に、一般財源ゼロ円を26

万9,000円とするものでございます。

なお、３ページに訂正前後の錯語比較表を添付しております。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、報告第２号の説明をさせていただきます。報告第２号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書における実質収支に関する調書は、令和６年第４回定例会において認定をいただきましたが、その内容に錯語があり、令和６年度中に訂正をする必要があるためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月31日、赤井川村長。

２ページ目をおめくりください。令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書の訂正について。

令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書中、実質収支に関する調書の繰越明許費繰越額に錯語がありましたので、訂正をいたします。

錯語箇所は、下表のとおり繰越明許費繰越額の金額欄を訂正するものです。

本件は、産業課所管の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金において、翌年度へ繰り越すべき財源について補助対象外となる事業費分を誤って全額国道支出金を特定財源とするものと錯語し、事務取扱を行ったものによるものでございます。

訂正内容の詳細については、実質収支に関する調書、４、翌年度へ繰り越すべき財源、（２）、繰越明許費繰越額の金額248万6,000円を275万5,000円とするものでございます。

なお、３ページに訂正前後の錯語比較表を添付しております。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

この報告２件につきましては、担当者の理解不足や確認不足による錯語であり、本来あってはならない誤りであると認識をしております。これを機会に職員の制度の理解や確認体制の徹底を図り、今後このようなミスがないようにしたいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（岩井英明君）　報告が終了いたしましたので、これから一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　今説明で大体内容分かったのですけれども、錯語の内容というか、

それが結局農家のほうの影響を与えるものか、これ国営かん排の事業の件ですか。とは違うのだ。農業者のほうに与える影響とかないのか、その辺の確認をさせてください。
○議長（岩井英明君）　神産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　補助対象者には影響はなく、一般財源でその分を補うというような形でございますので、申請をいただいた農業者には影響はございません。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　連議員の質疑に関連してなのですけれども、その錯語の内容について詳しく教えてください。
○議長（岩井英明君）　神産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　今回の事業につきましては、施設園芸のビニールシート、耐熱用のものが対象となる事業でございます。申請が10件ございました。それぞれの内容を申請時には全て補助対象というような形で拾ったのですけれども、中身において補助の対象とならない部分というものがございまして、部材等です、それを省いたというような形です。ですので、本来補助対象というふうに認識していたものが対象外が出てきたということになります。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　実際中身を見たら対象外のものが１件あったということで、その分を村としての一般財源から補填したと、そういう理解でよろしいですか。
○議長（岩井英明君）　産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　そのとおりでございます。
○議長（岩井英明君）　ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告第１号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について）及び報告第２号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度赤井川村一般会計歳入歳出決算書における実質収支に関する調書の訂正について）、報告を終了いたします。

◎日程第６　議案第３２号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第６、議案第32号　専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
藤田住民課長。
○住民課長（藤田俊幸君）　ただいま上程いただきました議案第32号につきましては、赤井川村税条例の条例改正の専決処分となっております。改正条例及び新旧対照表の朗読は

いたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第32号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和７年４月１日より施行する必要があるため、令和７年３月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月31日、赤井川村長。

それでは、議案28ページからの改正要点資料を御覧ください。今回のこの条例改正については、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより、総務省から示される例示に沿って条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項については説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。なお、資料中、施行日の記載がない条文はこの条例の施行日、施行日のあるものについてはその期日が施行日となっております。

まず、改正条例第18条の改正は、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするための改正となっております。

次に、第34条の２並びに第36条の２、第36条の３の２、第36条の３の３の改正は、特定親族特別控除の創設に伴い、19歳から23歳未満の大学生年代の子で合計所得が85万円までは親等が特定扶養控除と同額、63万円の所得控除を受けられ、所得が85万円を超えた場合であっても123万円までは親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みとなっており、次回の確定申告では所得控除額が前回よりも増加する場合がある改正となっております。

次に、第82条の改正は、軽自動車税種別割の原動機付自転車において新たな区分の新設に伴う改正となっております。これは、本年11月から新たな排ガス規制に対応した車両が生産されるためで、税額は50cc以下と同額の2,000円となっております。

次のページをお開きください。第90条の改正は、マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備する改正となっております。

次に、附則第10条の３第14項の改正は、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする規定の新設に伴う改定となっております。ただ、赤井川村では特に影響はないと思われます。

次に、附則第10条の４の改正は、平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の廃止に伴う改正となっており、こちらも特に

影響はないと思われます。

次に、附則第10条の６の改正は、令和２年７月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、適用年限を２年延長する改正となっておりますが、こちらも今のところ特に影響はないと思われます。

最後に、附則第16条の２の２は、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばことの税負担差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直し規定が新設されたことによる改正となっております。

以上でご説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号　専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第32号　専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第７　議案第３３号及び日程第８　議案第３４号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第７、議案第33号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

この際、日程第７、議案第33号から日程第８、議案第34号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第７、議案第33号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））及び日程第８、議案第34号　専決処分事項の承認

を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第１号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　ただいま上程いただきました議案第33号の説明をさせていただきます。

議案第33号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、入湯税、特別交付税等並びに雪害対応修繕費等の増額等のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月31日、赤井川村長。

それでは、令和６年度赤井川村一般会計補正予算書（第10号）の１ページ目をおめくりください。令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）。

令和６年度赤井川村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億576万8,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

地方債の補正、第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年３月31日専決、赤井川村長。

それでは、２ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款村税、既定額に431万2,000円を追加し、３億5,405万円に、これは５項入湯税の増額でございます。

２款地方譲与税、既定額に４万4,000円を追加し、4,769万6,000円に、これは１項地方揮発油譲与税で39万円の増、２項自動車重量譲与税で34万6,000円の減額でございます。

３款利子割交付金、既定額に１万8,000円を追加し、５万8,000円に。

４款配当割交付金、既定額に25万4,000円を追加し、55万4,000円に。

５款株式等譲渡所得割交付金、既定額に58万1,000円を追加し、85万1,000円に。

６款法人事業税交付金、既定額に81万4,000円を追加し、328万4,000円に。

７款地方消費税交付金、既定額に471万円を追加し、3,371万円に。

８款自動車税環境性能割交付金、既定額に80万6,000円を追加し、450万6,000円に。

９款地方特例交付金、既定額に26万6,000円を追加し、516万3,000円に。

続いて、３ページに移ります。10款地方交付税、既定額に2,828万円を追加し、12億1,847万2,000円に。

14款国庫支出金、既定額に９万1,000円を追加し、３億1,063万6,000円に、これは１項国庫負担金の増額でございます。

16款財産収入、既定額に４万9,000円を追加し、963万8,000円に、これは１項の財産運用収入の増額でございます。

17款寄附金、既定額に10万円を追加し、２億9,008万円に。

18款繰入金、既定額から3,001万1,000円を減じ、１億1,888万円に、これは２項基金繰入金の減額です。

21款村債、既定額から130万円を減じ、４億2,048万5,000円に。

歳入合計では、既定額に901万4,000円を追加し、31億576万8,000円となります。

次に、４ページ目をお開きください。歳出です。２款総務費、既定額に35万円を追加し、５億2,819万3,000円に、これは１項総務管理費の増額でございます。

３款民生費、既定額に218万3,000円を追加し、４億４万1,000円に、これは１項社会福祉費で119万9,000円の増、２項児童福祉費で98万4,000円の増額でございます。

４款衛生費、補正の増減はございませんが、財源内訳の変更がございます。

６款商工費、既定額に700万円を追加し、２億5,944万3,000円に。

７款土木費、こちらも補正の増減はございませんが、財源内訳の変更がございます。

12款予備費、既定額から51万9,000円を減額し、62万1,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に901万4,000円を追加し、31億576万8,000円となります。

続いて、５ページに移ります。第２表、繰越明許費。２款総務費、１項総務管理費、事業名、雪害対応修繕費、金額は35万円。３款民生費、１項社会福祉費、事業名、雪害対応修繕費、金額は176万円。計211万円を追加します。

続いて、６ページに移ります。第３表、地方債補正。変更のあった箇所のみご説明を申し上げます。過疎対策事業債のうち北丸山線道路改良工事、補正前が1,980万円、補正後で1,850万円。計で補正前１億8,030万円、補正後１億7,900万円。地方債全体では補正前４億2,178万5,000円、補正後４億2,048万5,000円。起債の方法につきましては証書借入れまたは証券発行、利率は年５％以内、ただし利率の見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法につきましては政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで変更はございません。

次に、９ページになります。２、歳入、１款村税、５項入湯税、１目入湯税、既定額に431万2,000円を追加し、1,028万7,000円に、内訳はリゾート施設の施設利用者が増加し、

収納実績が増加したことに伴う増でございます。

続いて、10ページです。２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、１目地方揮発油譲与税、既定額に39万円を追加し、969万円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

同じく10ページ中段、２款２項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税、既定額から34万6,000円を減じ、2,965万4,000円に、内訳は交付額の確定による減でございます。

続いて、11ページ、３款利子割交付金、１項利子割交付金、１目利子割交付金、既定額に１万8,000円を追加し、５万8,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、12ページです。４款配当割交付金、１項配当割交付金、１目配当割交付金、既定額に25万4,000円を追加し、55万4,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、13ページです。５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、１目株式等譲渡所得割交付金、既定額に58万1,000円を追加し、85万1,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、14ページ、６款法人事業税交付金、１項法人事業税交付金、１目法人事業税交付金、既定額に81万4,000円を追加し、328万4,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、15ページ、７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金、既定額に471万円を追加し、3,371万円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、16ページ、８款自動車税環境性能割交付金、１項自動車税環境性能割交付金、１目自動車税環境性能割交付金、既定額に80万6,000円を追加し、450万6,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、17ページです。９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、１目地方特例交付金、既定額に26万6,000円を追加し、516万3,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、18ページです。10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、既定額に2,828万円を追加し、12億1,847万2,000円に、内訳は交付額の確定による増でございます。

続いて、19ページです。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、既定額に９万1,000円を追加し、4,128万6,000円に、内訳は新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金の新規計上でございます。

続いて、20ページです。16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、既定額に２万5,000円を追加し、742万円に、内訳は土地建物貸付収入の増額で、新幹線工事に係る土地貸付期間の更新による増額でございます。

同じく20ページ中段、16款１項２目利子及び配当金、既定額に２万4,000円を追加し、85万9,000円に、内訳は配当金の確定による増額でございます。

続いて、21ページ、17款寄附金、１項寄附金、２目指定寄附金、既定額に10万円を追加し、48万円に、内訳は高齢者福祉に対して１件、10万円の寄附があったためでございます。

続いて、22ページです。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額から3,000万円を減じ、5,300万円に、内訳は地方交付税増額等により財源不足が減少する見込みのための減額でございます。

同じく22ページ中段、18款２項２目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から１万1,000円を減じ、329万6,000円に、内訳は事業費の確定による減額でございます。

続いて、23ページです。21款村債、１項村債、１目過疎対策事業債、既定額から130万円を減じ、１億7,900万円に、内訳は北丸山線道路改良工事の事業費の確定に伴う減額でございます。

続いて、24ページに移ります。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、４目財産管理費、金額の増減はございませんが、財源内訳の変更でございます。

同じく24ページ中段、２款１項10目集会施設管理費、既定額に35万円を追加し、1,729万4,000円に、内訳は山村活性化支援センターの屋根の一部が雪害により破損したことによる修繕費を新規計上したものでございます。

続いて、25ページ、３款民生費、１項社会福祉費、２目老人福祉費、金額の増減はございませんが、財源内訳の変更でございます。

同じく25ページ中段、３款１項５目介護保険事業費、既定額に119万9,000円を追加し、１億973万4,000円に、内訳はデイサービスセンターの玄関ポーチ屋根が雪害により破損したことによる修繕費を新規計上したものでございます。

同じく25ページ下段、３款２項児童福祉費、３目保育所運営費、既定額に98万4,000円を追加し、2,060万5,000円に、内訳は利用者の増により広域入所委託料で81万8,000円の増、施設型給付費で16万6,000円の増額でございます。

続いて、26ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費、金額の増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、27ページです。６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、既定額に700万円を追加し、１億6,303万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと納税返礼品代及び手数料の増額でございます。

続いて、28ページです。７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路新設改良費、金額の増減はございませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、29ページです。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から51万9,000円を減じ、62万1,000円に、内訳は歳出のバランスを取るためでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第34号の説明をさせていただきます。

議案第34号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、法的アドバイザリー業務の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年４月１日、赤井川村長。

それでは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第１号）の１ページ目をおめくりください。令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第１号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」による。

令和７年４月１日専決、赤井川村長。

それでは、２ページ目をお開きください。第１表、歳出予算補正、歳出、２款総務費、既定額に33万円を追加し、11億561万6,000円に、これは１項総務管理費の増額でございます。

12款予備費、既定額から33万円を減額し、205万6,000円に。

歳出合計は変わらず、39億600万円でございます。

続いて、４ページ目をお開きください。２、歳出、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に33万円を追加し、２億1,156万7,000円に、内訳は近年法律に関する案件を弁護士に相談する事案が増えていることから、法的アドバイザリー業務を委託することとなったための新規計上でございます。

続いて、５ページです。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から33万円を減じ、205万6,000円に、内訳は歳出のバランスを取るためでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　議案第33号の補正予算案についてです。

27ページをお開きください。ふるさと納税の事業費で返礼品代や手数料増額で補正されていると思うのですが、だったら寄附金が増えたのかなと思うと、そういうわけでもなさそうなので、この辺の理由について教えてください。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　まず、ふるさと納税の返礼品代につきましては、当初予定しておりました想定の金額約7,700万円なのですけれども、これにつきましては実績に応じて600万円必要という見込みになりまして補正させていただきました。

また、ふるさと納税の手数料につきましては、それぞれのポータルサイトによって手数

料率が変わっていることから、当初予定していたポータルサイトの予想の件数それぞれの内訳が変わったことにより、手数料の増というような形になっております。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　ふるさと納税に関しては事務経費、返礼品とも含めてその割合というのも厳しく定められていると思うのですけれども、これ増額した時点でその辺はクリアされているのかどうか教えてください。
○議長（岩井英明君）　産業課長。
○産業課長（神　信弘君）　前年度の経費率につきましては約46％ぐらいということで、その辺りの経費につきましては事業を運営する中で常に注視、確認しながら進めていっているというような状況で、今回も特に影響はなく、定められた経費率の範囲内で運営をしているところでございます。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　同じく補正予算書、議案第33号の今度は25ページについてです。
　広域入所の委託料について、利用者の増で増額ということですが、人数的な部分についてお聞かせください。何人で見ていたのが何人増えてこの額になったのか、内訳について教えてください。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　入所の子供の数は変わってございません。保育所もそうですし、幼稚園もそうなのですけれども、公定価格というものがありまして、それが昨今の人件費の高騰に伴って、４月に遡って子供１人当たりの村が委託費としてお支払いする公定価格に上振れが生じまして、その差額の精算がこの出納閉鎖期間に、４月に入って出納閉鎖の中でしっかりしなければいけないというような部分がありまして、急遽専決処分で予算を計上した次第でございます。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　先ほどの説明ですと利用者の増によりという説明だったと思うので、その辺は公定価格の変化ということで承知いたしました。ありがとうございます。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　議案第34号です。
　法的アドバイザリー業務の新規計上ということで、業務の委託の内容についてお聞かせください。どんな業務内容になっているのか説明お願いいたします。
○議長（岩井英明君）　総務課長。
○総務課長（秋元千春君）　業務内容につきましては、村が抱えるいろいろな相談事全般ということでございます。大体月２万5,000円の消費税で33万円というような内容になっております。本当に身近なところからの相談という形の契約でございます。
○議長（岩井英明君）　藤門弘君。
○６番（藤門　弘君）　今の僕も聞こうと思っていたのですが、まずどこかの法律事務所

と契約したのですね。それを選んだ、どういうふうにして選んだのかということと、契約内容です。契約内容で33万円ですが、アドバイザリー契約を結んだわけですよね。だから、契約書があると思うのですけれども、つまりどこからどこまでなのかと。個別案件が出ると、また別途になるのだろうと思うのです。もうちょっとこれ説明が、初めてですよね、これ出てきたの。もうちょっとこれは、アドバイザリー契約を結ぶのはいいのですけれども、どういう内容で、どこの事務所を選んだのか、どういう契約内容になっているのか、できれば書いたものがあるといいと思うのですけれども、ちょっと詳細を説明してください。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まず、業者につきましては札幌市内の総合法律事務所ということでございます。北海道町村会があるのですが、そちらといつも契約している事務所でございまして、そのつながりで今回契約したということで、今までもうちは法律事務所と契約しているのですが、何か事案があると、北海道町村会の法務支援室というところがあるのですけれども、そちらのほうに相談すると、そちらの事務所を紹介されて契約しているものですから、紹介されていつもお世話になっていたのです。今までは本当に何年に１遍ぐらいかの少ない頻度だったのですけれども、今回いろいろと、こんな状態ではいけないだろうということで、北後志に関してもほかの４町村はそういった契約結んでいて、うちだけ結んでいない状態であったのですけれども、いろいろ事案が出てきて、やはりうちも今回結ばなければいけないだろうということで契約したという次第でございます。それで、あくまでもアドバイザリー契約ということでございますので、本当に身近な相談事ということになりまして、案件によっては、それでは済まない場合は当然別途契約を結んで対応するというような内容となってございます。

○議長（岩井英明君）　藤門弘君。

○６番（藤門　弘君）　別途契約を結んでと今最後言ったけれども、何か出てきた場合は別途やるわけですよね。分かりました。ふだんのあれには入っていないけれども、新しいのが出てきた場合にはその都度それについて相談するけれども、料金というのはそのときに、費用というのは個別に相談して決めるという、そういうことになりますか。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　アドバイザーの契約の中の範疇を超えて、極端な話です、訴訟やりますかとなると、当然別途契約ということになりますので、案件によって金額は、そのときの状況によって見積もられるという形になります。

○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第33号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第33号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第34号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第１号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第34号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第34号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第１号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第９　議案第３５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第９、議案第35号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第２号）について提案理由の説明をさせていただきます。

１ページ開いていただきたいと思います。議案第35号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第２号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,386万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,986万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年５月23日提出、赤井川村長。

それでは、２ページに入ります。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に3,396万5,000円を追加し、６億3,843万円に、２項の国庫補助金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に2,000万円を追加し、３億3,870万2,000円に、２項の基金繰入金の追加でございます。

21款村債、既定額に1,990万円を追加し、８億4,110万円に、１項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に7,386万5,000円を追加し、39億7,986万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、３ページに入ります。歳出、１款議会費、既定額に1,202万7,000円を追加し、6,046万8,000円に、１項議会費の追加です。

２款総務費、既定額に8,614万6,000円を追加し、11億9,176万2,000円に、１項総務管理費の追加でございます。

３款民生費、既定額に500万円を追加し、３億8,293万4,000円に、１項の社会福祉費の追加でございます。

４款衛生費、既定額に444万3,000円を追加し、３億3,045万7,000円に、１項の保健衛生費の追加でございます。

９款教育費、既定額から3,392万5,000円を減じ、５億8,797万3,000円に、２項の小学校費で3,408万4,000円の減額、３項中学校費は、補正額はございませんが、財源内訳の変更でございます。４項社会教育費で15万9,000円の追加でございます。

12款予備費、既定額に17万4,000円を追加し、223万円に、１項予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額に7,386万5,000円を追加し、歳入同額の39億7,986万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、４ページ、第２表、地方債補正についてでございます。変更分のみご説明をさせていただきます。まず、上段、学校教育施設等整備事業債につきましては、赤井川小学校改修工事につきましては補正前１億2,600万円、補正後につきましては1,590万円減の１億1,010万円に、小計で１億3,470万円が1,590万円を減じ、１億1,880万円に。

続いて、下段のデジタル活用推進事業債でございます。赤井川村デジタル行政サービス導入事業・赤井川村議会デジタル化導入事業につきましては皆増で3,380万円、赤井川村小中学校情報機器端末購入事業で皆増の200万円、計で3,580万円。

一番下段の合計で補正前が８億2,120万円が1,990万円を追加し、８億4,110万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については従前どおりとなっております。

詳細については副村長、担当課長にてご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、令和７年度一般会計補正予算（第２号）の歳入についての説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の７ページ目をお開きください。２、歳入、14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、既定額に4,960万2,000円を追加し、３億8,509万円に、これは新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）及び地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金の交付内示を受けたことによる新規計上による増額でございます。

同じく７ページ中段、14款２項２目民生費国庫補助金、既定額に580万円を追加し、641万9,000円に、これは豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の交付内示を受けたことによる新規計上でございます。この交付金につきましては、村で実施している在宅高齢者除雪支援助成金等に充てられるものでございます。

同じく７ページ中段、14款２項５目教育費国庫補助金、既定額から2,143万7,000円を減じ、9,540万1,000円に、これは公立学校施設整備費補助金の減額で、本年度赤井川小学校の改修を予定しておりますが、工事費の減額となったことに伴う減額でございます。また、公立学校情報機器整備費補助金の新規計上による増額でもございます。

続いて、８ページ目です。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額に2,000万円を追加し、１億8,000万円に、内訳は歳入不足を補うための増額でございます。

続いて、９ページ、21款村債、１項村債、７目学校教育施設等整備事業債、既定額から1,590万円を減じ、１億1,880万円に、内訳は先ほど説明した赤井川小学校改修費の減額に伴う減額でございます。

同じく９ページ中段、21款１項８目デジタル活用推進事業債、新規に3,580万円を計上、内訳は行政サービス及び議会デジタル化導入等に伴う国庫補助残分を起債で補うための新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算について説明させていただきます。

10ページをお開きください。３、歳出、１款議会費、１項議会費、１目議会費、既定額に1,202万7,000円を追加して6,046万8,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で議会対応デジタル化事業委託料1,202万7,000円を新規計上しようとするものでございます。国費事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）に申請し、このたび採択を受けました。事業内容は、議会中継システムに必要となるＷｉ―Ｆｉ設備、室内設備、カメラ、ライブ配信機器ですとか、文字起こし及び議事録作成システムという

ものが主な内容となっております。後ほど総務費でもご説明いたしますデジタル行政サービス導入業務と併せて採択となっております。

11ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に8,614万6,000円を追加して２億9,771万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目２の一般管理費でデジタル行政サービス導入業務委託料6,317万8,000円の新規計上、具体的な内容につきましては電子申請サービス、電子決裁や文書管理システムを導入するほか、ラインを活用した情報発信サービスを導入して普及、定着を図ろうとするものでございます。住民が必要とする新鮮な情報を発信する仕組みを構築したいと考えております。主な経費は、電子申請システム約2,500万円ほど、文書管理システム2,300万円ほど、関連する庁内ネットワーク整備1,200万円ほどとなってございます。なお、歳入の説明でもありましたとおり、財源につきましては議会費の事業費と合わせまして総額約7,520万円ほど、うち２分の１の3,760万2,000円を国庫補助金、残額の90％はデジタル活用推進事業債、これは財政措置50％ですが、それを3,380万円見込んでおります。また、ＤＸ推進で文書管理システムを導入することによりまして、村の現行例規全般で改定ですとか整備等が必要となることから、こちらも12節委託料でＤＸ推進に伴う例規整備支援業務委託料1,272万円を新規計上しようとするものでございます。また、細目４、交通空白解消緊急対策費を新規に設定しまして、総額2,169万6,000円を新規計上しようとするものでございます。村の交通空白部分を解消するため新規に取り組むものです。具体的な内容につきましては、12節で昨年に引き続きましてむらバス実証運行委託料511万4,000円の計上、昨年同様に12月から３月までの期間実証運行したいというふうに考えておりまして、そのための経費の計上でございます。また、むらバスでは解消し切れない交通空白部分を解消するための自家用有償旅客運送、むらタクに試験的に取り組もうとするもので、むらタク実証運行委託料として351万6,000円の計上でございます。これにつきましては人件費、車両管理費、運行管理経費ですとか燃料費などを見込んでおります。また、この事業全般を実施するに当たりまして実証試験、実績に係る分析やデータ処理、関係団体との調整ですとか村の交通事業の効率的な体制づくりや人材確保、その他この事業全般に関しまして専門業者からの業務支援を必要とすることから、交通空白解消緊急対策支援業務委託料といたしまして579万7,000円を計上しております。そして、17節備品購入費ではむらタク実証運行に使用する車両購入費といたしまして717万7,000円を計上しております。なお、こちらも歳入の説明でもありましたとおり、財源に関しましては国費の地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金1,200万円を予定しております。

15ページをお開きください。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に17万4,000円を追加して223万円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、16ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明させていただきます。

12ページ目お開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、既定額に500万円を追加し、１億5,095万6,000円にしようとするものです。歳入説明にもありましたが、豪雪地帯安全確保緊急対策事業国庫補助金の内報を受け、豪雪地において雪による災害、事故の防止、地域住民が安心して暮らすことができるような方針を策定する地域安全克雪方針策定に要する費用として全額国庫補助金において旅費、委託料を新たに計上するものです。

２目老人福祉費、予算の変更はありませんけれども、豪雪地帯安全確保緊急対策事業国庫補助金の内報を受け、克雪事業として、老人福祉費で予算計上している既存の在宅高齢者除雪支援助成金事業の対象世帯等の一部を見直すということが要件にはなりますけれども、本年度から３年間、村が高齢者等に助成する助成金の２分の１の額が国庫補助の対象となることから財源内訳を変更しようとするものです。助成対象世帯の見直しについては秋口をめどに進めていく考えでおります。

次のページへ進みます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、既定額に32万8,000円を追加し、3,437万円にしようとするもので、会計年度任用職員の報酬の増額と当初予算で計上しておりました屈折検査機器購入費の価格高騰により不足額を増額しようとするものです。

次に、４目診療所費、既定額に411万5,000円を追加し、4,723万2,000円にしようとするもので、診療所看護業務の継続に関して新たに予算計上を行うものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　小林教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　それでは、教育委員会所管歳出予算についてご説明いたします。

14ページをお開きください。９款教育費。２項小学校費、１目学校管理費、既定額から3,408万4,000円を減額し、２億4,361万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費、14節工事請負費で赤井川小学校の改修、屋根の改修が一部不要になったこと及び公立学校施設整備費補助金の確定による増減となります。

９款２項２目教育振興費、補正による増減額はありませんが、財源内訳の変更となります。

９款３項中学校費、２目教育振興費、先ほど同様財源内訳の変更となります。

９款４項社会教育費、２目社会教育施設費、既定額に15万9,000円を増額し、1,055万1,000

円にしようとするものです。内訳は、使用料及び賃借料でカラオケ機器の使用料の増額によるものです。

以上で教育委員会所管歳出予算についての説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　まず、全般的なことなのですけれども、まだ今年度始まってから２か月余りという早い段階で今回補正予算で7,000万以上の補正予算、大きな補正予算ということで、そもそも当初予算に間に合うものあったのではないのかなと思われる事業もちらほら見受けられるのですが、この辺の考え方について教えていただけますか。

○議長（岩井英明君）　副村長。

○副村長（大石和朗君）　今回の補正については、主に国庫補助事業等いろんな補助金の交付決定を受けて出させていただいているものが多いと思います。それは、当初予算の段階では交付決定がまだされていないもので、それによっては事業やれる、やれないという部分の判断につながってきますので、今回は一応交付内示だとか交付決定を受けたものに関して予算化をさせていただいたというものが多いかというふうに思っております。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　交付の決定や内示が出るまではいずい部分はもちろんあるかと思いますが、ただ当初予算の策定の段階でもう申請なり計画は進んでいたものですよね。見込みとしては国の予算が出ればこれをやると決まっていたものだと思います。やっぱり補正予算ってあくまでイレギュラーなものだと思うのです。こうやって大きな予算のものがその都度、都度で補正予算で出てくると、やはり単年度でやっている会計の予算の全体像というのがすごく予算段階で見えにくくなりますし、ちょっとそれは財政民主主義とか、そういう観点でどうなのかなと個人的には疑問を持っています。緊急なものであったり、急に国のお金がつくようになったとか、あと災害とかの対応というのでは理解できるのですけれども、計画が進められていた段階で当初予算に間に合うものは、内示出るかどうか分からないけれども、もし出なかった場合はそこで減額の補正というやり方もありますし、やはり住民の方に対してもその年の全体像というのがすごく見えにくくなると思うのです。なので、その辺は来年度に向けての話になりますけれども、予算の住民への示し方という観点で当初予算の策定という段階で考えていただきたいなと、これは意見として申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　能登議員のご意見ということで承りますけれども、私の考え方としては、基本的に今国庫補助事業とかというのは、以前だと予算協議をずっとやっていて、予算要求をしておいて、ある程度見通しがついて新年度に入ってから申請をするという事

業が、農林だとか、道路だとか、そういうのはそういう格好で今動いているのですけれども、今地方創生だとか、デジタルだとか、こういう部分については企画をつくって、要するに申請を上げて、採択されるかどうかというのがそこでないと分からないのです。ということがあって、私としては予算を、うちの職員にも言っていますけれども、予算がつかなかったら、要するに借金をしてまでもやらないよと。それはあくまでもきちんと国庫補助金があって、全額補助もありますし、半分とかというのもありますので、その部分の残り部分は起債がちゃんと当たるような、要するに財源をちゃんと確保した中でないとそういう事業で取り組めないというか、そういう考え方で僕はやりたいというふうに職員に言って進めていますので、今後においてもそういうある程度事前に把握できる補助事業については当初予算からのせていきますけれども、企画として計画を立案をして新年度に入ってから申請を上げるようなものについては、やっぱり国の予算ですので、危険性もありますので、そこら辺を見極めながら今回のように補正で、早い段階で補正を上げて、その年度に支障がないように取り組んでいくという姿勢でいきたいというふうに考えてございますので、その辺はご理解いただけないかもしれませんけれども、そういう考えで私はやっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岩井英明君）　川人議員。

○５番（川人孝則君）　交通空白解消緊急対策費というのは分かるのですが、むらタク実証運行委託料、どのようなことを考えているのか、バスもまた実証運行やりますけれども、路線変わるのか変わらないのか、どういう状況でこれをもう一度やるのか、そこら辺ちょっと詳しく、このむらタクの実証運行もどういうような計画なのかをお聞かせください。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まず、むらバスにつきましては、昨年共創モデル事業という別の事業で実証試験を行わせていただきました。今回また違う事業で２年連続で取り組みたいと思っておりまして、去年１年間、去年というか、４か月実施いたしましたけれども、それだけやって、１年で検証も可能かと思いますけれども、もう一回取り組んでみたい、できれば補助金使えるのであれば補助金を使いながらもう２回目の、２年連続で実証試験を行いたいというふうに考えております。昨年の実証で２便増やした中でいろいろと課題も見えているので、時間帯も含めてもう一回、２回目の実証試験を行いたいというふうに考えております。路線につきましては現行の路線を維持したままやりたいと、キロロから協会病院の路線をもう一回やりたいというふうに考えております。時間帯だとか、そういったところを工夫したいなというふうに考えております。

それと、むらタクに関しましては、これからハイヤー協会ですとか交通事業者との意見交換ですとか理解も得ながら、そしてまた運輸局の許認可もありますので、大体冬シーズンに向けてと思っています。11月ぐらいから始めて冬シーズン、大体４か月ぐらいですか、そのぐらいをめどに白タクというような、むらタクというような形で、なかなかタクシーが今、主にリゾートエリアというのですか、そういったところを中心にしてタクシーが足

りない状態であるということで、それが域外というか、村外の事業者が入っていろいろとやってもらっているのですが、全般的に需要に対して供給が追いついていないというようなこともあって、そこをむらタクというような形で、実証試験という形で主に冬シーズン、11月以降取り組んで、どのぐらい需要があるのかというのを考えたいと思ってこのむらタク事業というのを実証で実施したいというふうに考えております。

また、村内の交通事業全般も今回委託業務の中で見ていただいて、例えばバスがあって、タクシーもあって、あと福祉系のそういった輸送も行っておりますので、そういったものを例えばもし一元管理的なものをできるのかですとか、そういったものをもっと効率的に人も使いながら回せないかとか、そういった調査も行いたいということで、大きく３つの事業を一つのパッケージ的に今回申請をして取り組みたいというふうに考えております。

○議長（岩井英明君）　連茂君。

○２番（連　　茂君）　関連した質問なのですけれども、ちょっと理解できないのがライドシェアなんかとむらタクというの、大きな違いというのはどこになるのですか。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　ライドシェアはタクシー会社が運行します。今回に関しましては白ナンバーでやる公共版というような形になるかなと。公共版ライドシェアといいますか、ライドシェアと言っていいかあれですけれども、公共版のタクシー、白タクというか、そんな感じで捉えております。

○議長（岩井英明君）　連茂君。

○２番（連　　茂君）　よく分からないのだわ。むらタクというのが国とかで認可されて、例えば前回説明受けた感じだと村が車を１台持って、運転手は村民がやるというふうに、それを募集するというふうな、それが何人か、多分１人ではないと思うのですけれども、その辺がちょっと僕は非常に理解しづらいというか、例えば10人、20人という人が手挙げて、それをどういうふうに割り振りするのかとか、そういう不公平感みたいなもの出てこないかなというふうな気もするので、そのための実証実験だとは思いますけれども、むらタクというふうなものが国として認められていくという、ほかの市町村なんかでもこういうふうなことが起こっていくというふうに考えていいのですか、うちの村だけのことなのですか、その辺がちょっと詳しく分からない。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まず、運行に関しましては、これはやっぱり運転手だとか、運行管理を受け持つ会社というか、そういったところに委託をして、そこで人員を調整しながら何曜日はこの方とかこの方というような感じでやっていくというようなことで、今のところ毎日はちょっと難しいのは、実証試験なので、毎日は難しいかなと。例えばまだ決まっていませんけれども、週末の３日間とか、そういうような感じで今考えておりまして、運転手につきましても当然不足している中ではありますので、探すような手はずもしていかなければならない。ある程度やっていただけるかなという方には声をかけたりとか

接触はしておりますけれども、最終的には免許を持った方を何人か確保した中で人を回していくというような形を考えております。

そしてまた、ほかのまちでも起こり得るかどうかというのは、まちの事情にもよると思うのですけれども、うちの場合は特に冬期間になると自家用車ではなくてタクシーで長距離を貸し切って移動するという方の需要も結構あるということなので、そういった方、さらに認識としては供給する側の車両も追いついていない、人員も追いついていないということなので、今回こういった形で車１台ないし２台で運行してみて、どのぐらいの需要があるかというのを実証したい。実証した上で、次年度以降は軌道に乗るのであれば村が関与しない形で軌道に乗るような形で運行していければなというようなことも想定しております。

○議長（岩井英明君）　川人議員。

○５番（川人孝則君）　むらバスの場合は車両、運賃、乗車賃というのですか、それは決まって村に入るようになっています。これ値段設定もなければ何もない、委託料をして、そのタクシーの料金というのはどちらに支払われたりするのかとか、そういうのは考えているのかどうか教えてください。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　料金に関しましては、適正価格と言ったらちょっとあれなのですけれども、それなりの金額を設定して料金をいただくと。そして、運行会社がその費用を収受して、収受した場合は今のところ委託料から相殺というか、差し引いていきたいというふうに考えておりまして、今回計上させていただいた金額につきましてはちょっとまだ、実証運行をしてみてどれだけ収入があるか分からないというような状況でございますので、フルにかかる委託料という形で今計上させていただいております。そこら辺ご理解いただきたいなと思います。それなりに収入があれば、その収入を差っ引いて最終的に委託料を調整するというような形で、当初のむらバスのときの、予算措置した委託料から運賃収入を引いて最終的な委託額というふうに当初４年、５年はしていたと思うのですけれども、そういった方式を想定して取り進めていく予定でございます。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　収入は、とするとどうなのかな、ちょっとぴんとこないのが、バスの場合は公共交通としての位置づけの話の流れがあったので、それほど気にならなかったのですけれども、今回タクシーの車両を購入して、車両は村のものということになるのですよね。その辺。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　そうです。貸与するような形になります。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　貸与したもので事業者が商売を行うと。その収入は村に入るわけではなくて委託料と差し引いてとおっしゃいますけれども、冬季の例えばインバウンドの

方々の金銭感覚って全然私たちの一般の感覚と違うではないですか。そのときにちょっとずれが生じないかな、委託料と収入の間に。そういう心配もあるのですけれども、そのときにその事業者の、委託しているとはいえ事業者の商売に村がお金を出す根拠というか、その辺が指摘されるおそれがあるのではないのかなと。商売、一事業者の商売に対して村がお金を出しているようなふうにどうしても見えてしまう、そのようなおそれもちょっと出てくるのかなと、すみません、ざっと見ただけでの印象ですけれども、その辺いかがでしょう。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　まず、料金に関しましては一般的な価格の80％程度というふうになっておりまして、一般でタクシー走るよりも安い金額にはなってしまうのですが、そういった形で考えております。当然事業者との調整というのは行わなければなりませんので、これからハイヤー協会ですとか、そういうところともお話をしていくというような形になります。当然そういう形で進めてまいります。

あと、何でしたっけ。何かありま……すみません。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　あと、その事業者さん、委託している事業者さんの、見方によって見れば競合される事業者もいる中で委託事業者に村として支援するという形になるので、形として。その辺の合理性というか、村としての立場というのが何か気になるなと思いました。

○議長（岩井英明君）　ちょっと待って。５分間休憩します。

午前１０時４９分　休憩

午前１０時５５分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

議長のほうから提案したように、購入ということにまず理解してもらって、細部についてはかなり説明、議論もされましたけれども、なおかつ理解できるように後日そういう時間を取ってもらいますので、ご理解願いたいと思います。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　すみません。あと２点だけお聞かせください。

まず、１点目は12ページの地域安全克雪方針策定の業務委託についてです。今回歳入のほうで国の緊急の交付金があったということで、この策定業務の委託料ということだと思うのですが、この安全克雪方針の策定というのは要件になっているのでしょうか。各市町村定めてくださいという形で交付金が来ているのか、その辺確認させてください。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　マストではありません。希望する町村が手挙げをして、

赤井川村としては希望して手挙げをして採択をされたというふうにご理解ください。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　雪害対策のための方針策定という、これ自体はとても必要なことだと思いますし、いいと思うのですけれども、ただ交付金の要件でないのであれば、例えばたとえ立派な計画ができたとしても、現場を担う人がいなかったら計画って絵に描いた餅になってしまうのです。もっと現場に当たるような交付金の使い方というのもあるのではないのかなとちらっと思いました。その上で除雪支援については除雪対象の世帯見直しなどこれから進められるということで、それは喜ぶべきことですが、ただせっかく来た交付金なので、その計画についても実効性のあるもの、内容についてもただつくりましたというものではなくて、今後の雪の対策に実際に資するもの、内容になってほしいなと願っております。その上でこの交付金の使い方についてご意見などあればお聞かせください。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　すみません。私先ほどの１つ目の質問のときに各市町村が策定が義務づけられているのかという観点で質問を捉えたので、マストではありませんと、希望する町村が計画をつくればという話をさせていただきました。それはそのとおりなのですけれども、ただ、今お話もありましたけれども、高齢者の除雪の支援、３年間２分の１国庫補助という話をさせていただきましたけれども、その３年間補助をもらうためには計画の策定が必要だということでご理解をいただければと思います。
　また、国交省のほうからも地域の除雪事業者さんだとか、暮らしている方とか、様々な意見を聞きながら計画を策定するようにと。今年７年度ですけれども、７年度に計画の案をつくり、７年度、８年度、９年度までの３年間の中で計画案をもんでいただいて、９年度の年度末には計画書としてできるような事業スキームで物事をしてほしいというふうに国交省からも言われていますので、そのような段取りでいきたいというふうに考えています。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　ありがとうございます。
　あと、もう一点についてですが、13ページの診療所の看護業務の委託料についてです。この金額の中身、業務の内容についてお聞かせください。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　金額につきましては時給制で、１時間当たり2,200円というふうに積算をしております。診療所の医師とも協議をしたり、関係する医療機関とも協議をする中で、診療所の勤務１日５時間というふうに考えております。
　もう一点、今７月１日からこのような体制でいけるように考えておりますけれども、まだ今いろいろ協議されている方が７月か、もしくは８月からこちらのほうにお勤めできるようなというようなお話もありますので、その点は流動的であるということは申し添えたいと思います。

以上です。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　１日５時間ということなのですが、これ何時から何時までは決まっているのでしょうか。あと、５時間にした理由について教えてください。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　今の診療所の運営形態から現状今看護師午前中という形になっていますので、私のほうからも医師と協議をさせていただく中で、今の来院者数からいくと午前中だけではいかがでしょうかという話はさせていただきましたけれども、医師のほうからは午後の患者さんもいるしということで何とか３時半ぐらいまで来てほしいということになりました。８時半から３時半までになっております。
以上です。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　これ私ごとの話なのですけれども、先日子供の予防接種の案内が来て、保健福祉課のほうから、診療所でも打てるということなので、お電話しました。やっぱり午前中しか看護師さんがいないので、午前中だけになりましたって言われて、でも平日しかやっていないので、子供学校なのです。でも、打たないことにはちょっと、これから仕事も忙しくなるし、では休ませて打ちに行こうかなんて言っていたら、今来てくださっている看護師さんが都合つけて、そのときは学校の放課後の時間に打ってくださったのですけれども、そういう都合、そういう方も私だけではなくて多分出てくると思うのです。特に子供の予防接種に関してはどうしても放課後の時間ということになるので、住民の利便性考えたときにこの時間帯の設定はどうかなというのは意見として申し上げたいと思います。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　今ご意見がありましたけれども、いわゆるワクチン接種、特に子供、小児のワクチン接種につきましては３時半以降４時半ぐらいまでが大体行われることになっています。その部分につきましては、秋口になろうかと思いますけれども、しっかりそういう対応を取れるようにはしていきたいというふうに考えています。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第35号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第２号）を採決いたしま

す。
　この採決は、起立により行います。
　議案第35号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第35号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加
○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。
　議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。
　この際、これを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　よって、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１　議会運営委員会委員長申出
○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。
　議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。
　お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決
○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。
　以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
　よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第２回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第２回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前１１時０５分閉会）